

運 営 規 程

医療法人社団 葵会
介護老人保健施設 葵の園・熊谷

介護老人保健施設「葵の園・熊谷」運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(趣旨)

第1条 この運営規程は、医療法人社団「葵会」の開設する介護老人保険施設「葵の園・熊谷」(以下、「施設」という。)が介護保険法に基づく介護保険施設サービス、及び指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防短期療養介護のサービスを提供するに当たり、「指定居住サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第8章及び第10章に定める規定並びに「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第40号)「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の規定によるもののほか、運営に関する規定を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

(事業の目的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要支援、経過的要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険施設サービス、指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護のサービスを提供し、もって保険医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

(1) 介護保険施設サービス

- 一 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行なうことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともにその者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 二 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 三 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保険施設、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(2) 指定通所リハビリテーション

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(3) 介護予防通所リハビリテーション

利用者が要支援 1、2 の状態になった場合においても、その人の生活・人生を尊重し、生活機能の維持・向上を積極的に図り、できる限り自立した生活を送れるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の自立支援を図るものとする。

(4) 指定短期入所療養介護

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(5) 介護予防短期入所療養介護

利用者が要支援 1、2 の状態になった場合においても、その人の生活・人生を尊重し、生活機能の維持・向上を積極的に図り、できる限り自立した生活を送れるよう、介護、医学的管理の下における支援及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行うことにより療養生活の質の向上・自立支援及び利用者や家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(6) 身体拘束の廃止

サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為は行わないこととする。

第 2 章 従業者の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 4 条 各サービス事業の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職 種	介護保険施設サービス 短期入所療養介護 介護予防短期 入所療養介護		通所リハビリテーション 介護予防通所 リハビリテーション		職 務	備考 (兼務等の 状況)
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤		
管 理 者 (施設長)	人 1	人	人 1	人	施設、職員及び業務 の管理	医師を兼務
医 師					利用者の健康管理	
薬 剤 師		0.34			薬の調剤	
看護職員	10 以上				利用者の看護	
介護職員	24 以上		4 以上		利用者の介護	
支援相談員	1 以上				利用家族の 相談援助	入所と通所の 兼務

理学療法士 作業療法士	1 以上		0.4 以上		機能回復訓練の 実施	入所と通所 の兼務
管 理 栄 養 士	1				利用者の栄養管理	
介護支援 専門員	1				ケアプラン策定	
調 理 員					入所者の食事調理	業務委託
事務職員	2				事務全般	
その他職員						
合 計	41 以上	0.34 以上	4.4 以上			

[非常勤の員数は、常勤換算後の員数で記入]

第3章 利用定員

(定員)

第5条 各サービス事業の定員は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険施設サービス 100名
(指定短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護含む)
- (2) 指定通所リハビリテーション 40名
(介護予防通所リハビリテーション含む)

第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 施設は、サービスの提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書（重要事項説明書等）を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第7条 各サービスの事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険施設サービス
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入 浴
 - 三 機能訓練
 - 四 食 事
 - 五 相談援助（入所者及び家族への助言援助）
 - 六 レクリエーション、家族との交流
- (2) 指定短期入所療養介護
前号に定めるサービス及び送迎サービス
- (3) 介護予防短期入所療養介護
前号に定めるサービス及び送迎サービス（送迎が必要となる場合）

- (4) 指定通所リハビリテーション
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入 浴
 - 三 機能訓練
 - 四 食 事
 - 五 相談援助（入所者及び家族への助言援助）
 - 六 送迎サービス
- (5) 介護予防通所リハビリテーション
前号に定めるサービス

（利用料その他の費用）

第 8 条 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2. 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3. 前 2 項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は重要事項説明書のとおりとする。

4. サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（食事の提供）

第 9 条 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

- 一 朝食 午前 8 時 00 分から
- 二 昼食 午後 12 時 00 分から
- 三 夕食 午後 18 時 00 分から

第 5 章 営業日及び営業時間

（指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間）

第 10 条 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営 業 日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12 月 31 日～1 月 3 日は除く。

（2）営業時間 午前 9 時 45 分から午後 4 時 00 分とする。（送迎時間除く）

ただし、利用者が希望し管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

第 6 章 送迎及び事業の実施地域

（通常の送迎の実施地域等）

第 11 条（介護予防）指定短期入所療養介護及び（介護予防）指定通所リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

熊谷市、深谷市、寄居町、太田市、邑楽郡、その他隣接する地域とし、原則として、半径 15 km 以内を送迎地域とする。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第12条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(外出・外泊)

第13条 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届け出るものとする。

(衛生保持)

第14条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

(禁止行為)

第15条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第16条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2. 通報、消火、避難の各訓練については、年2回以上実施し、内1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、施設職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(秘密保持)

第18条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

第8章 その他運営に関する重要事項

(苦情処理)

第19条 施設は、法人の定める苦情解決に関する処理要綱を遵守し、苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により、入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するものとする。

(協力病院)

第20条 協力病院は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|-------|---|
| 一 | 協力病院名 | 社会医療法人 熊谷総合病院 |
| | 診療科目 | 内科、消火器内科、呼吸器内科、外科、整形外科、
脳神経外科、泌尿器科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、
形成外科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科 |
| | 所在地 | 埼玉県熊谷市中西四丁目5番1号 |
| 二 | 協力病院名 | 特定医療法人 同愛会 熊谷外科病院 |
| | 診療科目 | 内科、外科、整形外科、形成外科、泌尿器科、
脳神経外科、消化器科、循環器科、皮膚科、
リハビリテーション科、麻酔科 |
| | 所在地 | 埼玉県熊谷市佐谷田3811番地1 |
| 三 | 協力病院名 | 医療法人 葵 深谷中央病院 |
| | 診療科目 | 内科、整形外科、リウマチ科、理学療法科
一般歯科、歯科口腔外科、小児歯科 |
| | 所在地 | 埼玉県深谷市原郷500番地 |
| 四 | 協力病院名 | 医療法人社団 彩明会 熊谷デンタルクリニック |
| | 診療科目 | 歯科 |
| | 所在地 | 埼玉県熊谷市筑波2丁目56番地 五城ビル2階 |

(会計の区分)

第21条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

(その他)

第22条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団「葵会」と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 27 年 6 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 29 年 8 月 15 日より施行する。
この規定は、平成 30 年 8 月 1 日より施行する。
この規定は、令和元年 5 月 1 日より施行する。
この規定は、令和元年 10 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 3 年 8 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 3 年 9 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 5 年 12 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 6 年 8 月 1 日より施行する。
この規定は、令和 8 年 8 月 1 日より施行する。

別表 1 サービス利用料及びその他費用 (1/2)

介護老人保健施設 葵の園・熊谷

単位： 円/1日

	介護保健施設サービス	短期入所療養介護	通所リハビリテーション
食 費	1. 利用者負担第 4 段階 1,910 (内訳) 朝食 525、昼食 710 おやつ 100、夕食 575 2. 同 上 第 3 段階②1,420 第 3 段階① 680 3. 同 上 第 2 段階 390 4. 同 上 第 1 段階 300	1. 利用者負担第 4 段階 1,760 (内訳) 朝食 525、昼食 710 おやつ 100、夕食 575 2. 同 上 第 3 段階②1,360 第 3 段階①1,030 3. 同 上 第 2 段階 600 4. 同 上 第 1 段階 300	770
居 住 費 (多床室)	1. 利用者負担第 4 段階 560 2. 同上 第 3 段階② 530 第 3 段階① 430 3. 同上 第 2 段階 430 3. 同上 第 1 段階 0	滞在費 左に同じ	
居 住 費 (従来型個室)	1. 利用者負担第 4 段階 1,700 2. 同 上 第 3 段階②1,470 第 3 段階①1,370 3. 同 上 第 2 段階 550 4. 同 上 第 1 段階 550	滞在費 左に同じ	
利用者の選定する 特別な食事	実 費		実 費
日用品費	350	350	280
教養娯楽費	220	220	220
文書作成料	3,300		
おむつ代 (税込)	(外泊時のみ) 紙オムツフラット 143 紙オムツパンツ 176 尿取りパット 88		紙オムツ フラット 143 紙オムツ パンツ 176 尿取り パット 88
理美容代	実費精算	実費精算	
特別室利用料 (税 込)	2,200	左に同じ	
TV レンタル代 (税込)	121	左に同じ	
電気代 (税込)	66	左に同じ	
イヤホン代 (税込)	440/1 個	左に同じ	

*日用品費は、タオル、フェイスタオル、おしぼり、歯ブラシ、歯磨き粉、ボックスティッシュ、ペーパー等の代金をいう。*教養娯楽費は個別のレクリエーション、催し物等を行うに際してのクレヨン・紙その他の費用をいう。*その他利用者の希望に応じて、サービスを提供する場合は、その同意のもと積算を明らかにして実費相当の負担を求めるものとする。*特別室料は(2床室)となります。

別表 1 サービス利用料及びその他費用 (2/2)

介護老人保健施設 葵の園・熊谷

単位： 円/1日

	介護予防短期入所療養介護	介護予防通所 リハビリテーション	備 考
食 費	1. 利用者負担第4段階 1,910 (内訳) 朝食 525、昼食 710 おやつ 100、夕食 575 2. 同 上 第3段階②1,360 第3段階①1,030 3. 同 上 第2段階 600 4. 同 上 第1段階 300	770	
滞 在 費 (多床室)	1. 利用者負担第4段階 560 2. 同上 第3段階② 530 3. 同上 第3段階① 430 3. 同上 第2段階 430 3. 同上 第1段階 0		
滞 在 費 (従来型個室)	1. 利用者負担第4段階 1,700 2. 同 上 第3段階②1,470 第3段階①1,370 3. 同 上 第2段階 550 4. 同 上 第1段階 550		
利用者の選定する 特別な食事	実 費	実 費	
日用品費	350	280	
教養娯楽費	220	220	
文書作成料	3,300		
おむつ代 (税込)	(外泊時のみ) 紙オムツフラット 143 紙オムツパンツ 176 尿取りパット 88	紙オムツフラット 143 紙オムツパン 176 尿取りパット 88	
理美容代	実費精算		
特別室利用料 (税込)	2,200		
TV レンタル代 (税込)	121		
電気代 (税込)	66		
イヤホン代 (税込)	440/1個		

*日用品費は、タオル、フェイスタオル、おしぼり、歯ブラシ、歯磨き粉、ボックスティッシュ、ペーパー等の代金をいう。*教養娯楽費は個別のレクリエーション、催し物等を行うに際してのクレヨン・紙その他の費用をいう。*その他利用者の希望に応じて、サービスを提供する場合は、その同意のもと積算を明らかにして実費相当の負担を求めるものとする。*特別室料は(2床室)となります。